

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第一条 「略」	第一条 「同上」
〔2・3 略〕	〔2・3 同上〕
4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	4 〔一～十一 略〕 〔一～十一 同上〕
十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六条の五の二第三号及び第二百三十三条の二第一項第四号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の特別の情報をいう。	十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六条の五の二第三号及び第二百三十三条の二第一項第四号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。

団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)に係るもの
を除く。)をいう。

十三 非公開融資等情報 融資業務 (事業のための融資に係る業務をいう。以下この号、第二百二十三条第一項第十九号及び第二百五十五条第五号において同じ。)若しくは金融機関代理業務 (第六十八条第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。)に従事する役員 (外国法人にあっては、国内における代表者を含む。次章第五節、第二百三十八条の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ(1)及び第二百四十二条第二項第一号ロを除き、以下同じ。)若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務 (金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。)に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券 (法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。)に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるも

十三 非公開融資等情報 融資業務 (事業のための融資に係る業務をいう。以下この号、第二百二十三条第一項第十九号及び第二百五十五条第五号において同じ。)若しくは金融機関代理業務 (第六十八条第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。)に従事する役員 (外国法人にあっては、国内における代表者を含む。次章第五節、第二百三十八条の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ(1)及び第二百四十二条第二項第一号ロを除き、以下同じ。)若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務 (金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。)に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券 (法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。)に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるも

の（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表

者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの）を除く。）をいう。

〔十四〕十八 略」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる
おそれがあるもの）

第一百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は
、次に掲げる状況とする。

〔一〕十七 略」

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表され
ていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を
、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取
引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に
提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金
融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する
公表されていない情報その他の特別な情報（へに掲げるもの以
外のものであつて、当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当
該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して
して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

〔イ〕ホ 略」

〔イ〕ホ 当該金融商品取引業者等が当該登録金融機関若しくは金融商
品仲介業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該登

のをいう。

〔十四〕十八 同上」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる
おそれがあるもの）

第一百二十三条 「同上」

〔一〕十七 同上」

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表され
ていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を
、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取
引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に
提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金
融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する
公表されていない情報その他の特別な情報（当該登録金融機関
又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供
したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘
している状況

〔イ〕ホ 同上」

〔号の細分を加える。」

録金融機関若しくは金融商品仲介業者が当該金融商品取引業者等の親法人等若しくは子法人等である場合には、外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの

〔十九～二十三 略〕

二十四 登録金融機関が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、委託金融商品取引業者に提供している状況又は委託金融商品取引業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（ホに掲げるもの以外のものであつて、当該委託金融商品取引業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

〔イ～ニ 略〕

ホ 当該登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合には、外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの

〔二十五～三十六 略〕

2 登録金融機関が委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合における前項第十八号及び第二十四号

〔十九～二十三 同上〕

二十四 登録金融機関が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面による公表されていない情報その他の特別な情報（当該委託金融商品取引業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

〔イ～ニ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔二十五～三十六 同上〕

2 登録金融機関が委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合における前項第十八号及び第二十四号

の規定の適用については、登録金融機関又は委託金融商品取引業者が顧客（法人に限る。以下この項において同じ。）に対して当該顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（以下この項において「特別情報」という。）の委託金融商品取引業者又は登録金融機関への提供（以下この項において「特別情報の提供」という。）の停止を求める機会を適切に提供している場合には、当該顧客が当該停止を求めるまでは、当該特別情報の提供について当該顧客の書面による同意を得ているものとみなす。ただし、登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）又は使用人が顧客の特別情報をおいて「特別情報」という。）を委託金融商品取引業者に提供し、又は委託金融商品取引業者から受領する場合は、この限りでない。

〔号を削る。〕

一 顧客が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、かつ、当該顧客が所在する国の法令上金融商品取引業者等が前項第十八号に規定する特別な情報を当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供する行為又は登録金融機関が同項第二十四号に規定する特別な情報を委託金融商品取引業者に提供する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該顧客が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該顧客が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該顧客の同意があると合理的に認められるときは、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。

の規定の適用については、次に定めるところによる。ただし、登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）又は使用人が顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（以下この項において「特別情報」という。）を委託金融商品取引業者に提供し、又は委託金融商品取引業者から受領する場合は、この限りでない。

「号を削る。」

二 登録金融機関又は委託金融商品取引業者が顧客（法人に限る。以下この号において同じ。）に対して当該顧客の特別情報の委託金融商品取引業者又は登録金融機関への提供（以下この号において「特別情報の提供」という。）の停止を求める機会を適切に提供している場合は、当該顧客が当該停止を求めるまでは、当該特別情報の提供について当該顧客の書面による同意を得ているものとみなす。

〔3～16 略〕

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第一百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一～六 略〕

七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ 当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面による同意がある場合

〔3～16 同上〕

第一百五十三条 「同上」

〔一～六 同上〕

七 「同上」

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

イ 当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面による同意がある場合（発行者等が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって、か

つ、当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなす。)

〔口より 略〕

八 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が、その親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに対し提供したものに限る。）を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること。

〔九〇十五 略〕
〔2〇4 略〕

八 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が、その親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに対し提供したものに限る。）を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること（前号イの規定により当該顧客の書面による同意を得たものとみなされる場合を除く。）。

〔九〇十五 同上〕
〔2〇4 同上〕

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〇三 略〕

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第一百五十四条 「同上」

〔一〇三 同上〕

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が

法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。）又は使用人が、発行者等に関する非公開情報（顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報に限る。）を、当該登録金融機関の親法人等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十七条の二十二第一項第十二号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）若しくは子法人等（銀行法第六条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第四項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。

法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。）又は使用人が、発行者等に関する非公開情報（顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。）を、当該登録金融機関の親法人等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十七条の二十二第一項第十二号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）若しくは子法人等（銀行法第六条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第四項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。

。）、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、農業協同組合法第十二条の六十六第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）及び水産業協同組合法第八十七条の二第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）に提供し、又は有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ 当該登録金融機関又は当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面による同意がある場合

イ 当該登録金融機関又は当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面による同意がある場合（発行者等が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、かつ、当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなす。）

〔口・ヌ 略〕

五 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること。

〔六・九 略〕

（業務に関する帳簿書類）

第一百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 次に掲げる規定に規定する書面

〔イ・ロ 略〕

ハ 第百五十三条第一項第七号イ

〔三・十八 略〕

〔2・3 略〕

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

〔口・ヌ 同上〕

五 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること（前号イの規定により当該顧客の書面による同意を得たものとみなされる場合を除く。）。

〔六・九 同上〕

（業務に関する帳簿書類）

第一百五十七条 「同上」

ハ 第百五十三条第一項第七号イ 「同上」

一 〔同上〕
二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 第百五十三条第一項第七号イ（同号イの規定により書面による同意を得たものとみなされる場合は、当該場合に該当することを証する記録）

〔三・十八 同上〕

〔2・3 同上〕

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

〔一〇一一の二 略〕

十二 金融商品仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、当該金融商品仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報（外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものと除く。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合（当該顧客が外國法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、かつ、当該顧客が所在する国の法令上この号に規定する行為（情報の受領又は提供に限る。）に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該顧客が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に關し当該顧客が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該顧客の同意があると合理的に認められるときは、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。以下この号において同じ。）、親法人等若しくは子法人等が所属金融商品取引業者等である場合であつて、第百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を得した当該特別の情報（当該親法人等若しくは子法人等が事前に情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報（当該親法人等若しくは子法人等が事前に

〔一〇一一の二 同上〕

十二 金融商品仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、当該金融商品仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（当該金融商品仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合（当該顧客が外國法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、かつ、当該顧客が所在する国の法令上この号に規定する行為（情報の受領又は提供に限る。）に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該顧客が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に關し当該顧客が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該顧客の同意があると合理的に認められるときは、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。以下この号において同じ。）、親法人等若しくは子法人等が所属金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次項第一号若しくは第二号に掲げる情報等若しくは子銀行等である所属金融機関の委託を受ける場合並びに親銀行第十二号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二百八十二条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合並びに親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合及び同項第三号若しくは第二号に掲げる情報を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報（当該親法人等若しくは子法人等が事前に

当該顧客の書面による同意を得て提供したもの（除く。）を利用して有価証券の売買その他の取引、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）を勧誘する行為

〔十三～二十四 略〕

二十五 金融機関代理業を行う場合において、金融商品仲介業に從事する金融商品仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、有価証券（第百十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（金融機関代理業務（再編強化法第四十二条第二項の認可に係る業務の代理のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務を含む。以下この号、次号及び第二百八十二条第九号において同じ。）に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者を受領する場合及び第二百八十二条第二項の認可に係る情報を提供する場合並びに親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次項第一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報（当該親法人等若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面による同意を得て提供したもの（除く。）を利用して有価証券の売買その他の取引、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）を勧誘する行為

〔十三～二十四 同上〕

二十五 金融機関代理業を行う場合において、金融商品仲介業に從事する金融商品仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、有価証券（第百十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（金融機関代理業務（再編強化法第四十二条第二項の認可に係る業務の代理のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務を含む。以下この号、次号及び第二百八十二条第九号において同じ。）に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者

若しくはその役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用者が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものに限る。以下この号及び第二百八十二条第九号において同じ。）を金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人に提供する行為（次に掲げる場合を除く。）

〔イ～ハ 略〕

〔二十六～三十三 略〕

〔2・3 略〕

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百八十二条 法第六十六条の十五において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

〔一～十一 略〕

十二 金融商品仲介業者が取得した顧客の財産に関する情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面

若しくはその役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用者が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び第二百八十二条第九号において同じ。）を金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人に提供する行為（次に掲げる場合を除く。）

〔イ～ハ 同上〕

〔二十六～三十三 同上〕

〔2・3 同上〕

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百八十二条 「同上」

〔一～十一 同上〕

十二 金融商品仲介業者が取得した顧客の財産に関する情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面

による同意を得ることなく、所属金融商品取引業者等に提供している状況又は当該所属金融商品取引業者等から取得した顧客の財産に関する情報その他の特別な情報（ニに掲げるもの以外のものであつて、当該所属金融商品取引業者等が当該顧客の書面による同意を得ずして提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

〔イヽハ 略〕

二〔イヽハ 同上〕
当該金融商品仲介業者が当該所属金融商品取引業者等の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該所属金融商品取引業者等が当該金融商品仲介業者の親法人等若しくは子法人等である場合には、外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は代理人の定めのあるものを含む。）に係るもの

十三
〔略〕

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

による同意を得ることなく、所属金融商品取引業者等に提供している状況又は当該所属金融商品取引業者等から取得した顧客の財産に関する情報その他の特別な情報（当該所属金融商品取引業者等が当該顧客の書面による同意を得ずして提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

〔イヽハ 同上〕
〔号の細分を加える。〕

十三
〔同上〕